

平成19年度 システム情報工学研究科修士(公共政策)論文要旨

文化政策における指定管理者制度の導入に関する研究  
A Study of the Implementation of the Designated Manager System of Public Cultural  
Facilities

専攻名 経営・政策科学専攻

学籍番号 200620877 学生氏名 濱田泰栄

指導教員 吉田謙太郎

本研究は、公立文化施設への指定管理者制度の導入の影響を、既存データ及び地方公共団体へのヒアリングに基づいて分析し、この分析を通して今後の地域の文化政策のあり方を考察したものである。

指定管理者制度は本来、住民サービスの向上、経営の効率化等を達成するための制度として創設されたが、地方公共団体がこの制度を導入する背景には、地方財政が抱える財政難という現状が大きく存在し、経費削減への期待のために一律的な導入を行っている傾向が多く見られた。しかし、ヒアリング調査の結果、このような一律的な指定管理者制度の導入は、これまで積み重ねてきた地域の文化政策との矛盾を生じることとなり、克服すべき困難な課題が多いことがわかった。これらの課題を克服するために、①指定管理者制度が導入される以前の地域文化の政策課題をきちんと再確認すること、②指定管理者がその運営形態によって抱えている障害に違いはあるものの、地方公共団体との連携の中でそれらを克服し、地域の実情に応じた事業展開を行っていくこと、③特に、地域の文化政策を実現させるために公立文化施設を設置した地方公共団体にとって、地域の活性化に繋がるような地域文化の保存・育成のためには、長期ビジョンに基づく「継続性」の確保が最も重要であること、がわかった。

結論として、本研究においては、指定管理者制度が内包する問題点を踏まえ、地方公共団体は、地域の文化政策の見直し・再評価という視点を欠かすことなく長期ビジョンに基いた政策を立案していくことが重要であることを提言した。